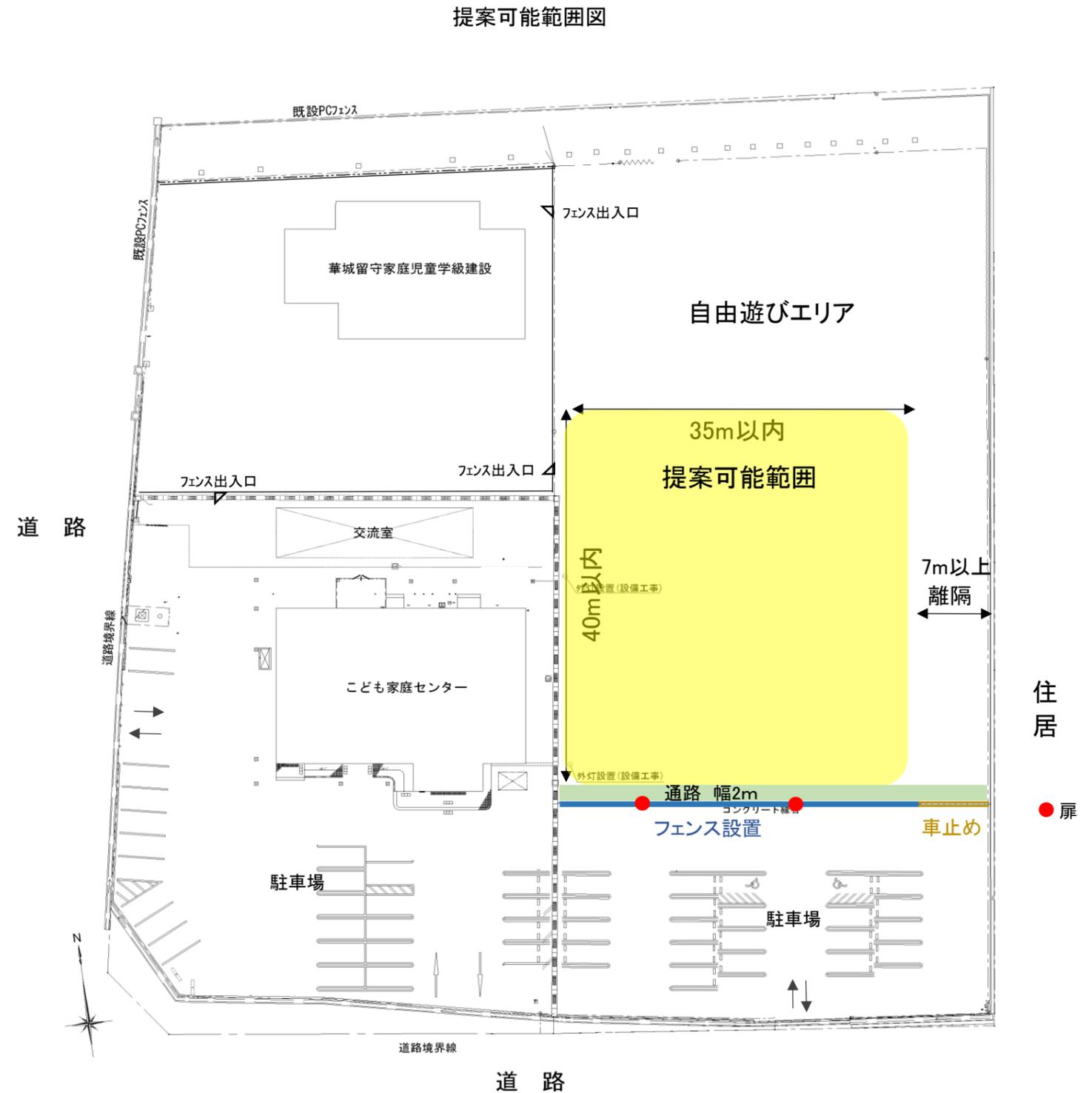


別紙1(要求水準書)

1	提案可能範囲内にトイレ、遊具、その他付帯施設等を設置すること。
2	自由遊びエリアはこども家庭センターに来所した親子及び留守家庭児童学級を利用する児童が自由に走り回るなど遊具以外であそぶエリアであり、今回の提案の対象外とする。
3	遊具の配置に合わせて、保護者が子どもを見守れるスペースを設け、日よけ、ベンチを設置し、熱中症対策に配慮した計画とすること。
4	こども家庭センター訪問者は、乳幼児（0歳～就学前）とその保護者が多いため、乳幼児用の遊具をメインとして設置すること。
5	視覚・聴覚・触覚で楽しめる要素を必ず提案すること。
6	広場に最低限一つ、木材を使用した遊具を設置すること。 木材の防腐処理は、JIS A9002に基づく木材保存剤の加圧注入処理を行うこと。
7	製品を設置後2年間（木部の腐朽に関するものは5年間）、通常の使用にも関わらず、部材・部品の欠陥、あるいは設計製作上の不備により故障した場合は無償で修理及び取替を行うこと。
8	「遊具の安全に関する基準(JPFA-SP-S:2024)」(社)日本公園施設業協会)又は同等の基準を満たすこと。
9	設計、施工にあたっては、山口県土木工事共通仕様書、山口県土木工事施工管理基準、国土交通省公園緑地工事施工管理基準、公共建築(改修)工事標準仕様書(建築工事編、電気設備編、機械設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)その他関連する基準に従うこと。
10	設置した施設について、最低限引渡しから3年間(年1回以上)点検することとし、3年間の修理保証を付帯すること。(保証条件は適正な使用状態で発生した事故及び故障とする)
11	遊具の遊び方、注意事項、インクルーシブに関する情報が入った看板を設置すること。
12	「ほうふっ子シンボルマーク」を1か所以上入れること。シンボルマークの詳細な使い方は、受注後、考案者と協議すること。下記URLの取り扱い要領を参照すること。 <a href="https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/19/houfukko.html">https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/19/houfukko.html</a> また、キャッチフレーズが「笑顔あふれるほうふっ子」であることから、施設等は「笑顔になれるもの」、そして「また来たくなるもの」をコンセプトとすること。
13	こども家庭センターの建物に近い位置にトイレを整備すること。 トイレの構成は、小便器1、洋式便器1、バリアトイレ1とする。
14	手、足洗い場を設置し、蛇口は2口以上とすること。 水を使う施設は、凍結等により、破損しにくい構造とすること。
15	こども家庭センターの建物に近い位置に「1～3歳用遊具エリア」を設け、周囲にフェンスを設置すること。
16	「1～3歳用遊具エリア」には、全面にセフティーマット、ゴムチップ舗装等(ラバー厚30mm以上)を敷設し、転落や転倒対策を行うこと。
17	「1～3歳用遊具エリア」には、その面積を50%以上をカバーする日かげを設けること。
18	ゴムチップ舗装等を設置したエリアは、ゴムチップ面の模様などを活かして遊べるようなデザインとすること。
19	東側住居との距離を7m以上設け、自由遊びエリアと駐車場を行き来できるようにすること。
20	砂場は設置しないこと。
21	屋外用時計を見やすい位置に設置すること。
22	子どもたちの安全対策として駐車場との境界に高さ1.2mのフェンスを設置すること。東側7m部分には車止めを設け、緊急時に車両が通行できるようにすること。また、フェンス部分には親子が通路に通り返りできるような扉を2か所以上設けること。
23	フェンス北側と遊具エリアの間にセンターに安全に行くための幅2mの通路を設けること。通路はカラー舗装とすること。
24	駐車場から通路、遊具エリアへの動線はベビーカーや車いすの利用を想定したものとすること。



・提案可能範囲は上図の薄黄色の範囲とし、周辺状況に合わせて、適切な安全対策を計画し、遊具やトイレ等を設置すること。

・1～3歳用遊具エリアを除いたエリアについては、対象年齢3歳以上の遊具の設置も可とする。

## 別紙2(施工条件書)

①	<p>施工時間帯は、9時00分から17時までとする。(土曜日、日曜日、祝日を除く) ※管理者が認める場合はこの限りではない。</p>
②	<p>本業務には「工事監理」が含まれており、監理者が工事を円滑に進めるために、進捗管理、関係機関調整、地元調整、提案、トラブル対応を適切に行うこと。 (監理者が情報を整理、方針を検討の後に市の監督員へ報告・相談等をする事)</p>
③	<p>受注業者は契約後に実施設計を完了させ、その内容(構造計算を含む。)について発注者の承諾を得た上で現場施工に着手すること。設計に必要な資料収集、調査はすべて受注者で行うこと。</p>
④	<p>工事の施工の実施に当たっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。 小学校に隣接していることから、工事期間中の仮囲い、案内・注意看板等設置等の安全対策は十分に実施すること。</p>
⑤	<p>受注業者は、実施設計の詳細図面に明記してある材料について、監督員の承諾を得て速やかに手配を行い、工事の進捗に遅延のないようにすること。また、設置前に監督員に連絡し、材料の検収を行うこと。</p>
⑥	<p>工事完成写真作成の際は、工程毎に各段階(着手前、完成、施工状況、出来高管理、その他)に整理し、工程の過程が容易に把握出来る様にする事。</p>
⑦	<p>施工計画書に記載した施工管理基準に基づき、出来高管理成果表・品質管理成果表を作成すること。</p>
⑧	<p>遊具等の製作工場における品質確認検査(部材塗装前の加工状況・溶接状況、塗装膜厚確認等)および竣工時の社内検査(出来高確認)の状況写真を提出すること。 木材の防腐処理証明書を提出すること。</p>
⑨	<p>トイレについて、外壁吹付材3年以上、シーリング材3年以上、塗膜防水10年以上、その他監督員の指示による保証書を提出すること。</p>
⑩	<p>工事で発生した建設発生土、産業廃棄物等は、適切に処分すること。</p>
⑪	<p>構造上必要な地盤支持力について現地確認を行い、不足する場合は必要な措置を講じること。 地下埋設物件や地中の状況が不明であるため、土木工事部分については、十分に余裕を持った見積もりとすること。</p>
⑫	<p>工事に伴い、周辺の既設施設等を破損した場合は、受注業者により補修等行うこと。</p>
⑬	<p>建築確認申請手続き等、設置する施設の諸手続き、それに伴う資料収集は、すべて受注業者により行うこと。(手続き費用を含む)</p>
⑭	<p>遊具の完成予想図や整備状況について、ホームページ等で随時PRを行うため、資料作成、準備等に協力すること。</p>